

FINMAC による紛争解決手続事例

山下 忠康 (南山大学)

本研究では金融商品取引における金融商品取引業者（販売者）と投資家（購入者）の間に生じた紛争事例をベースに、自己責任原則の前提となる説明義務および適合性原則を実務手続の視点から議論している。

特に紛争解決機関である FINMAC（特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター）が公表する紛争解決手続事例を現状分析に活用している。

FINMAC の事例においては、勧誘時の紛争（代表的な紛争原因としては説明義務違反）が多く、最終的に和解に至るのは半分前後である。当事者が決裂するのは、双方とも自己に有利な主張を行うだけで、決定打となる直接的な証拠資料を持ち合わせていないからである。このような状況を打開するために、本研究では金融商品取引業者と投資家の双方がともに勧誘時における商品説明等のプロセス全体を音声あるいは画像で記録することを提言している。